

第3章 町民の権利と役割

まちづくりには、町民みんなの積極的な参加が必要です。



(町民の権利)

第9条 町民は、まちづくりのどの過程にあっても自らの考えを述べることができます、自らがまちづくりに参加する権利を持ちます。

2 町民は、議会及び町が持っているまちづくりに関する情報の提供を受け、取得できる権利を持ちます。

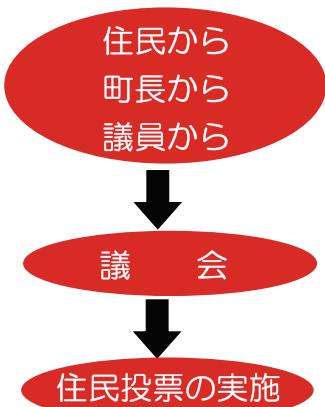
(町民の役割)

第10条 町民は、互いにまちづくりに参加する権利を認め合いながら、互いの理解と協力によりまちづくりを進めます。

2 町民は、まちづくりの主役であることを認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに参加するように努めます。

<第1節 町民参加の推進>

第4章 まちづくりの原則と仕組み



(行政運営への町民参加)

第11条 町は、町民の意見が町政に反映されるよう行政運営に参加する機会を保障し、そのための制度を整備します。

2 町は、行政運営に町民が参加する場として、審議会、懇談会など内容により適切と思われるものをもちります。

3 町は、参加の方法や意見等の取り扱い方法を決めたときは、これを公表します。

(住民投票の請求)

第12条 町長は、住民投票を定めた条例を議会に提出することで住民投票を請求することができます。

2 町議会議員は、地方自治法の定めにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成により、住民投票を定めた条例を議会に提出することで住民投票を請求することができます。

3 町内に住所がある18歳以上の住民は、その総数の10分の1以上の人の署名により、住民投票を定めた条例の制定を町長に請求することができます。ただし、18歳以上の住民とは、公職選挙法第22条の規定を準用して登録した人とします。